

本申立ては、被疑者田代政弘の作成に係る平成22年5月17日付捜査報告書（以下「田代報告書」という。）について、申立人らが、虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪で刑事告発していた件及びその関連事件について、最高検察庁が被疑者らを不起訴処分としたことが不当であるとして、その審査を求めるものであるが、本書面は、その不起訴理由の説明のために、記者会見説明で配布された「国会議員の資金管理団体に係る政治資金規正法違反事件に関する捜査及び調査について」と題する書面（以下、「最高検報告書」）の内容が極めて不合理で到底納得できないものであり、田代らの被疑事実の嫌疑が極めて濃厚であることを、法律的、実務的観点から詳述するものである。

第1 田代報告書の虚偽性は明らかであり、「記憶の混同」はありえないこと

1 最高検が田代を不起訴処分とした理由

最高検は、平成24年6月27日付の「国会議員の資金管理団体に係る政治資金規正法違反事件の捜査活動に関する捜査及び調査」（以下「最高検報告書」という。）において、田代政弘を被疑者とする虚偽有印公文書作成罪について、嫌疑不十分で不起訴処分としたことの根拠として、

① 田代報告書は、取調べにおける石川知裕氏の供述と実質的に相反しない内容となっていること（※「実質的に相反しない」とは、「実質的に同じ」ということである。）

② 実際にはなかったやり取りが記載されている点については、その記載内容と同様のやり取りがあったものと思いをしていた可能性を否定することができない事情が複数認められること

の2点を指摘して、田代に虚偽公文書を作成する故意があったとは認められない、という。

2 5月17日の取調べの全体的状況と田代報告書の比較

田代報告書の虚偽性は、大きな視点で捉えれば、

「陸山会事件に関する小沢氏公判において、東京地方裁判所が証拠決定（以下「東京地裁決定」という。）の中で、田代が石川氏に勾留段階の供述を維持させるため、①強力な利益誘導、②誤導、③強力な圧力、④調書の訂正の拒否等の手段を用いた、違法不当な取調べと厳しく指摘し、田代自身でさえ、「録音されていると分かっていたら、このような取調べはしなかった」と公判廷で証言するほど問題のあった5月17日の取調べが、供述の任意性に問題のない全く理想的な取調べであったように描かれ、従って、石川氏が任意性に何ら疑いのない状況で、小沢氏の関与を自分の意志で認める供述をしたように書かれているため、石川氏の供述調書（実際には任意性・特信性を欠き却下されている）が極めて信用性が高いものであるかのように誤信させる内容となっていること」

ということが出来る。

すなわち、この報告書に記載された取調べ状況そのものが、5月17日の取調べ状況とは完全に相違している以上、取調べ状況に関して虚偽の記載であることは明らかなのである。

田代報告書と5月17日の取調べ録音の反訳書を読み比べれば、田代報告書の内容が虚偽であり、虚偽性の認識が田代検事になかったことはあり得ない。実際の取調べ状況とは全く異なった状況を記載した捜査報告書を作成した田代検事が、報告書が虚偽であるとの認識を持たないことはあり得ない。

3 田代報告書の記載は明らかに取調べ録音と食い違っていること

最高検報告書6頁以下は、「田代報告書に記載されている内容と実際の取調べにおける供述の趣旨とは、実質的には相反するものではないと認められる。」と述べているが、その根拠についての説明は、完全に破綻している。

(1) 「検討すべき記載」を限定することの不当性

申立人らが告発状において指摘する虚偽記載は、「私が、『収支報告書の記載や定期預金担保貸付については、私自身の判断と責任で行ったことで、小沢先生は一切関係ありません。』などと言いついていたら・・・ちゃんと説明して了承を得ましたって話したんですね。」(虚偽記載A)と「色々と考えても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、否定しません。」(虚偽記載B)の二点である。これが、告発当時、報道によって告発人らが知り得た問題とされた箇所であり、且つ虚偽記載の最も象徴的な部分でもあったが、田代報告書と録音記録の反訳書全体が明らかになった現時点においては、虚偽記載は、それらの箇所にとどまるのではなく、別紙資料1「田代報告書と石川議員反訳対照表」、別紙資料2「実際の取調べ状況対照表」からも明らかのように、田代報告書の内容と実際の取調べのやり取りとを比較すると、全体として「似ても似つかない」ものであり、どのようにみても、両者が「実質的に相反しない」と考える余地はない。

ところが、上述のとおり、最高検報告書6頁は、「田代報告書の記載と本件録音記録との不一致の有無」に関して「検討を要する載」として別紙4に示した【記載①】から【記載③】までの3箇所の記載を挙げている。

【記載①】は、申立て人も告発状で指摘している虚偽記載Aであるが、虚偽記載Bについては、最高検報告書は全く何ら虚偽性を検討していない。そして、その他に【記載②】【記載③】が抽出されているが、なぜその二つだけが抽出され「検討を要する」とされたのか、何ら理由が示されていない。

最高検報告書が、この3点だけを「検討を要する」と言っているのは、この3点であれば「実質的に異なる」と言うことが可能と考えたためであろう(そのうち【記載①】については、実際には全く無理な「こじつけ」であり、到底合理的な説明になっていないことは後に詳述する)。しかし、田代報告書について、虚偽公文書作成罪の成否という観点から真剣に捜査するのであれば、その虚偽性を、3点に限定して比較すれば足りるものではないことは当然である。最高検報告書は、上記のように、田代報告書と実際の取調べ状況とは全体として全く「似ても似つかない」ものであるのに、それを、この3点だけの問題に「すり替え」ただけで、まさに「詭弁」そのものと言わざるを得ない。

(2)告発状で指摘した虚偽記載部分について

以下に、告発状で指摘した「虚偽記載A」と「虚偽記載B」について、虚偽性が明白であり、田代検事の「記憶の混同」の弁解は、全く通らないことを明らかにする。

ア虚偽記載Aについて

(ア)「ヤクザの手下が親分をかばう」の記載

最高検報告書は、この部分が、本件録音記録上、石川氏が、田代との間で、小沢氏への報告等に関する従前の供述を維持するかにつきやり取りをする中で、

「うーん。なんかヤクザの事件、ま、検事も言ってたけどね。あの一。石川さん、ヤクザの事件と同じなんだよって。」

と述べた部分がこれに相応するものに当たると認められるとする。(別紙資料3 6頁3段2項目)

そして、その根拠として、ヤクザという言葉に共通性があること、勾留中に田代検事との間に同様のやり取りがあったことを挙げている。

しかし、このような最高検の言い分が成り立つ余地は全くない。

最高検が「相応する」と強弁する「ヤクザの事件と同じ」という石川氏の発言は、別紙資料1の5ページ目の比較対照表、および、別紙資料3の6頁2段目で述べているように、この両者が全く異なった趣旨であって、田代報告書の該当する記載と相応する関係にないことは明白である。

また、最高検報告書は、

「B（石川）氏が、それ自体では勾留中の取調べにおけるいかなるやり取りを指すのかが分からない断片的な言葉を用いたのは、その言葉だけでも田代検事にその意味が十分了解可能であるとの意識があったことによるものと考えられ、田代検事も、この言葉を聞き、その意味を問いただしておらず、両者の間では、この言葉のみでその具体的に意味するところを容易に理解できるものであったと考えられること」。（別紙資料3、8頁目1段目）とする。

つまり、「ヤクザの事件と同じ」という短い言葉について石川氏と田代検事との間に共通の認識があったということを中心に大きな根拠としているのである。

しかし、この点の真偽に関し、申立人側において、石川氏に質問状を出したところ、同氏から次のような回答が得られた。

「この言葉の意味は、『検事も、弁護士費用を親分が出すという点で陸山会とヤクザとは同じだというようなことを言っていたじゃないですか』という意味で言ったものです。『田代検事はやくざの事務所と小沢一郎事務所を同じような構図に見立てていた。しかも、検察審査会の補助弁護士も同じような論理で小沢さんの共謀を導いていこうとした』、という意味です。田代検事に対して、『あなたも補助弁護士と同じような言い方をしたじゃないですか。』という意味で、それが小沢氏の起訴議決につながったことについて、私の不満を述べたものです。」（別紙資料7「石川議員回答書」）

この回答からも明らかなように、ここでの石川氏発言でいう「ヤクザと同じ」というのは、田代が勾留中の取調べにおいて、石川氏に対して、法律的には共謀の認定はきつという趣旨の話をしたからこそ、供述に応じたにもかかわらず、指導（補助弁護士）弁護士がそういった誘導をしたことで、共謀と認定されたことへの不満を述べ、それに対して、田代が、検察審査員は法律は素人だから理解できなかった、と言いつけている内容となっている。

すなわち、これは法律解釈論であり、「両者の間では、この言葉のみでその具体的に意味するところを容易に理解できるものであった」といえるのは、「（ヤクザの事件と同じような基準で）共謀が認定されるか否か」ということであって、石川氏が「ヤクザの手下と親分の関係」と同じように小沢氏をかばうことが選挙民からどう見られるのか、というような情緒的な話では全くない。

しかも、その後の部分で、田代は、石川氏に対し、自分が味方であるかのように思わせて、「被告人の関与を認める内容ではあるが、法律家の観点からは共謀を認定するには足りないような供述内容や表現を工夫して調書に録取することで、起訴は回避できると説明し、その説得に基づいて、石川に、事実と異なる供述調書にも署名させてきた。その結果、予想どおり、検察は、被告人を不起訴としたが、しかし、法律家ではない検察審査員には理解がしづらく、さらに、補助弁護士が共謀共同正犯などの論理を持ち出して審査員に説明したので、起訴相当議決に至った」（東京地裁決定要旨10頁）旨の弁解をしている。

石川氏と田代との間に共通認識があるとすれば、「小沢氏の共謀を認めるヤクザ理論」のことであるが、それについて、田代は、むしろ、石川氏の勾留中に「そういう理論で小沢氏の共謀を認めることはできない」ということを、自分も言ってきたし、検察の判断として

もあり得ないと言って、石川氏に、調書への署名をさせてきたのであり、そのことを、この5月17日の取調べで田代自らが自認しているのである。

このようなやり取りは、「ヤクザの手下が親分をかばうために嘘をつくのと同じようなことをしていたら、貴方を支持した選挙民を裏切ることになりますよ」という説得によって、石川氏が堪えきれなくなって小沢氏の関与を認める供述をしたというのは、趣旨が全く異なり、記憶の混同を引き起こすような関係にないことは、誰の目にも明らかである。

しかも、田代は、5月17日の取調べにおいて、「やっぱり、あれ、一つのキーワードになっちゃってんだよな。向こうの議論の中で。うん。だからその、ヤクザの事件で、自分だけに責任負わすのおかしいでしょと。」とまで発言しているものの、その趣旨はすでに述べたように、検察審査会での議決のことを指しているわけであって、石川議員の勾留中の取調べとは何の関係もない。

そもそも、この実際の取調べにおいては、田代は「ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなこと」が選挙民にどのようにみられるか、といったやり取りがあったことを回想するかのような話を、5時間にも及ぶ取調べの中で一切していない。

田代報告書によれば、このやり取りが、石川氏が小沢氏の関与を認める供述をするに至った、劇的で印象的な場面であり、勾留段階で実際にこのようなやり取りがあったのであれば、田代は、石川氏に勾留段階の供述を維持させるために、そのようなやり取りで小沢氏への報告了承を認める調書に署名するに至ったことを積極的に持ち出して、説得するはずである。ところが、実際には、田代は、石川氏に、「小沢氏の共謀は認められない」と言って調書に署名させたのに、検察審査会の議決で共謀が認められたことについて「弁解」をしているのである。それは、田代の頭の中にある、勾留中に石川氏が小沢氏への報告了承を認めるに至った経過が、田代報告書に記載されている経過とは全く異なったものであることを認識していたからだと考えざるを得ない。

(イ) 「11万人の選挙民～」の記載

田代報告書では、勾留中の石川氏の取調べで、田代が「11万人以上の選挙民は、小沢氏の秘書という理由ではなく、石川氏個人に期待した。」と述べたことも、石川氏が小沢氏への報告了承を認める供述調書に署名することにつながったかのごとく記載しているが、これも全くの虚偽であり、田代が、勾留中の石川氏の取調べでそのような発言をしたかのように「記憶違い」を引き起こすこともあり得ない。

石川氏は、申立人側からの質問に対し、

「11万人の選挙民の話に関しましては、勾留10日目から取調べに来るようになった吉田副部長に「11万8千655人の選挙民から投票してもらったんでしょ」と言われたことはあります。

ただ、これは、水谷建設からの裏金のことを聞かれていたときのことです。吉田副部長からは小沢さんへの報告了承のことは聞かれておらず、水谷建設のことだけです。この言葉が出た時、吉田副部長が「僕は恥ずかしい」と言って泣き出し、私は恐ろしくなって、その場に土下座し、「水谷からは絶対にお金はもらっていません」と言ったので、はっきり覚えています。そのことは、「実録 政治vs.特捜検察」という本の対談の中でも言っています。「11万人の選挙民」の話が出たのはその時だけです。田代検事の取調べでは出ていません。

と明確に回答している。

このことは、書籍 塩野谷晶著『実録 政治vs.特捜検察』（文集新書2010年12月刊）においての対談において石川氏が語っていることと矛盾しないばかりか、平成23年12月16日の陸山会事件小沢氏公判で証人として出廷した前田恒彦元検事が、吉田副部長から聞いた話として、「あいつ。あいつじゃねーや、（石川議員の取り調べを担当した副部長の）□□さん（法廷では実名）から聞いたのは石川さんが調べの途中で土下座した、と言っていたんですよね。（□□検事は、石川議員が水谷建設から）5千万円受け取ったやろ、と言ったら、石川さんが否定して、『この通り、受け取っていない証明として土下座もできる』ということで土下座した、と言っていたが」（2011年12月16日付産経新聞記事より引用）と述べていることによっても、裏付けられる。

すなわち、勾留中に、「11万人以上の選挙民が」というような会話が、石川氏と田代との間で行われて石川氏が説得されたような事実はなく、記憶の混同は、絶対にあり得ないのである。

しかも、この説得方法は、石川氏から見て「なんで信じてくれないんだろう」というショックを与えるものでありこそすれ、石川氏から供述を引き出す上で全く効果がないものであったことは明らかであり、田代の頭の中に、そのような言葉による説得で、石川氏が調書の署名に応じたという記憶があるはずはないのである。

(ウ) 石川氏が小沢氏の報告了承に関する供述調書に署名した経過についての最高検報告書の認定最高検報告書は、

③B氏は、勾留中、収支報告書への不記載等の事実で逮捕された後、当初は、A氏の関与を否定していたところ、田代検事から「11万人以上の選挙民は、A氏の秘書という理由ではなく、B氏個人に期待した。ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしたら選挙民を裏切ることになる。」旨の説得を受け、収支報告書への不記載等について、事前にA氏への報告等があったことを認める供述をするに至ったが、その後、B氏が弁護人であるE弁護士から供述調書への署名を拒否するよう言われているとして、署名を遼巡し、田代検事から「供述していることが事実であって、そのとおりの内容が供述調書に取られているのであれば、署名拒否する理由はない。」などの説得を受け、その結果「弁護士には内緒にして欲しい。」などと言いながら、供述調書に署名するに至ったという事実が認められること

と認定しているが、田代が「11万人以上の選挙民は、A氏の秘書という理由ではなく、B氏個人に期待した。ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしたら選挙民を裏切ることになる。」旨の説得をしたことで、A氏（小沢氏）への報告等があったことを認める供述をするに至った、というのが全く事実と反することは、既に述べたところから明らかである。

なお、最高検報告書は、この点に関して、同頁の〔注〕の中で、「B氏の著作物の（平成22年）1月25日の欄の記載」の「ここのところの取調べは、Aからの呪縛から逃げるべきだという田代検事の説得が一番きつい。自分の人生のうちの大半をAとともに過ごしてきた。」「ただし、十勝の有権者はAではなく、Bに期待して投票したと言われるのがつらい。」検事も痛いところをついてくるものだ。FさんからのFAXで田代さんの人間性にひきこまれるなというメッセージをE先生から見せられたが、その通りだと感じる。」（別紙資料38頁2段目）を挙げている。

これは、石川氏が著書（正確には、石川氏の著書ではなく、「誰が日本を支配するのか」（佐藤優、魚住昭）の中に石川氏の「獄中日記」が部分的に掲載されている。）の中で「十勝の有権者は小沢一郎ではなく、石川知裕に期待して投票したと言われるのがつらい。」検事も痛いところをついてくるものだ。」と書いている部分だと思われるが、これも、石川氏の小沢氏への報告了承を認める供述調書への署名とは全く無関係である。

この田代報告書の記載と石川氏の「獄中日記」の記載とは、時期も内容も全く異なる。

田代報告書で述べているのは、勾留初日の1月16日の夜の取調べで、田代の「11万人以上の選挙民は、A氏の秘書という理由ではなく、B氏個人に期待した。ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしたら選挙民を裏切ることになる。」旨の説得によって石川氏は小沢氏への報告了承の事実を認めたが、認めた内容を供述調書にすることについては、弁護士が調書に署名しないように指示していることを理由に拒否し続け、結局、19日になってようやく、調書に署名するに至った、というものである。石川氏の本当の供述内容や説得の経過についての田代報告書の記載が全く事実と反していることは、既に述べたとおりであるが、少なくとも、田代と石川氏との間で、小沢氏への報告了承を認める調書への署名に応じるか否かについて確執があり、最終的に署名するに至った時期が、田代報告書に書いてあるように1月16日から19日であることは間違いないと考えられる。

一方、最高検報告書が引用している「獄中日記」の記載は1月25日の箇所であり、その時点では、既に、小沢氏への報告了承を認める調書に署名して5日も経っているものであり、この時点で、小沢氏への報告了承を認める調書に署名するかどうか「苦悩」するわけがない。

この点に関して、石川氏は、申立て人の質問書への回答書において、

「（最高検報告書が引用する『獄中日記』の記述は）、小沢氏への報告・了承について認めるかどうかとは、全く関係ありません。その時は、今後私自身がどう歩んで行こうかについて悩んでいました。その先の生き方について、小沢さんと行動をともにしていくのか、それとも離れていくのかということをお自分なりに考えておりまして、そういうことを悩んでいる時に、『十勝の有権者は石川知裕に期待して』と言われるとつらい、ということを書いたのです。

と明確に述べている。（別紙資料7 石川氏回答書）

このような「獄中日記」の記述に関する石川氏の説明は、その前日の1月24日の箇所にも、同じような苦悩が綴られていることによっても裏付けられている。

(エ) 田代報告書に記載されている内容と実際の取調べと明らかに相反する

以上の検討結果により、最高検報告書（6頁）で述べているように、「田代報告書に記載されている内容と実際の取調べにおける供述の趣旨とは、実質的に相反するものではない」とは到底言えないことは明らかであり、むしろ、石川氏が供述調書に署名するに至った経過に関する最高検報告書の上記認定は、それ自体が、新たな虚偽文書の作成と言わざるを得ない内容だと言わざるを得ない。

最高検は、根拠のないところに、いかにも根拠があるかのように装おうとして、いたずらに事実を歪曲しているとしか考えられない。

イ 虚偽記載部分Bについて

田代報告書中で石川氏が「色々と考えても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、否定しません。」と発言したかのように記載されているが、上述のとおり、この点について、最高検は何らの検討も行っていない。

しかし、この記載に相当する石川氏の発言がなかったことは、録音記録の反訳書から明らかである上、実際の取調べ状況は、「今まで供述して調書にしたこと」が全面的に事実だなどとは全く言っておらず、むしろ、政治資金の収支については年末に大まかに報告するだけで、3月に収支報告書の内容を改めて報告したりはしないことや、4億円の収入を隠すつもりはなかったことなど、勾留中の調書の内容は事実と反しているとして、石川氏が何度も調書の訂正を

申し立てたのに対し、田代は、東京地裁決定も指摘するように、取調べの全体を通じて、利益誘導、誤導、強力な圧力等、違法不当と評される様々な手段を用いるなどして、懸命に訂正を拒否したというのが実態である。

「いろいろ考えても、今まで供述して調書にしたことは事実です」という部分は実際の取調べの内容とは異なり、明らかに虚偽である。そして、その後の「これまでの供述を維持することで調書にしてもらって結構です。」との記載に相当する石川氏の発言は、まさに、違法不当な取調べのために、石川氏が調書の署名に応じざるを得ない状況に追い込まれた結果なのである。（この詳細は、別紙資料2を参照されたい）

第2 田代に故意があったことは明らかであること

1 記憶の混同の素となる材料がないこと

田代報告書と実際の録音を詳細に対照した別紙資料1「田代報告書と石川議員反訳対照表」と、田代報告書に記載されていないが、実際に、取調べで起こっていた事実を列挙した、別紙資料2「実際の取調べ状況対照表」を見れば、供述調書の内容や報告書と、実際の取調べが似ても似つかぬものであったことは明らかである。

そもそも、その意味においても、はじめから記憶の混同などあり得ないのである。

2 記憶が混同したとする田代の公判供述における説明そのものに矛盾があること

(1) 田代が公判において記憶が混同したと説明した内容それ自体に、時系列的にあり得ない内容が含まれていることから、「記憶の混同」の弁解が虚偽であることを推認させる。

すなわち、田代は、記憶が混同した事情について、公判廷で次のように供述している。

「この日の取調べについて、一言一句記録をしているわけではありませんので、取調べの終了後に私のほうで思い出し思い出し捜査報告書を作成しました。その中で、石川さんと話していることと、それから、保釈後に石川さんが著書中で言っていることなどについて記憶があつて、それに関連するようなことを5月17日の取調べの中でも話題に上がっていたために、若干記憶が混同してですね、整理して書いてしまったといったことはあるかと思います。」（最高検報告書8～9頁）

(2) しかし、この著書が刊行されたのは、5月17日の取調べから3か月も後のことである。まだ発刊されていない石川氏の著書中の記述が田代の記憶にあるはずがなく、従って、それに関連するようなことが5月17日の取調べの中で話題に上がるはずがない。

しかも、5月17日の取調べ以降、田代と石川氏が会話したという事実がないのであるから、田代が、証言当時、この著書を読んでいたからといって、石川氏が著書中で言っていることに関連するようなことが、石川氏との間で話題に上がった記憶も形成されるはずがない。つまり、記憶の混同が生じる余地はない。

(3) この点について、最高検報告書10頁は、「田代検事は、証言当時、当該著作物を読んでいたが、それは、田代報告書を作成するよりも前のことであると思っていた旨説明している。」と補足している。しかし、田代報告書を作成した時点で当該著作物が存在していない以上、その著作物に関する記憶に基づいて田代報告書を作成したという記憶が形成されるわけがない。

従って、この記述は、「記憶の混同」が後付けの弁解として創作されたものであるとの疑いを、より強く裏付けるものである。

(4) このように時系列的に完全に破綻した説明は、記憶していることをそのまま証言したのであれば、なされ得ないものであり、田代が、虚偽の弁解をしていることが明らかであることの表れである。

3 そもそも田代自身が、5月17日の取調べにおいて、田代の公判供述の説明とは異なる経緯で勾留中の石川氏の供述調書が作成されたことを自白していること

- (1) 田代は、石川氏の「ヤクザの事件と同じ」という発言を受けて、「要するにさ、ぼくはあの、石川さんに対してね、ま、いろんな技をさずけて、調書にした部分もあるけども。」と発言している（反訳書13頁）。
- (2) ここにいう「技」が何を指しているかといえば、これに続く田代自身の発言がその答えの鍵となる。すなわち、「法律家であれば、やっぱり共謀の認定っていうのは、認めてはいるんだけど、それじゃ、ちょっと共謀の認定としてはきついわねっていう、位の話はしたじゃない。」がそれである。
- (3) そして、この発言が意味するところについて、裁判所は、「田代検事が、石川氏に対し、本心はともかく、少なくとも表面上はそのような態度をとって懐柔し、この程度の記載であれば被告人は起訴にならないなどと説得して、調書の作成に応じさせていたことを推認させる」と判示している（東京地裁決定要旨10頁）。
- (4) 以上から明らかなように、田代は、実は、5月17日の取調べの中で、勾留中の石川氏の供述調書が、「ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくと同じようなことをしていたら、貴方を支持した選挙民を裏切ることになりますよ」という説得によってではなく、「この程度であれば小沢氏は起訴にならないから」といった説得を行うことによって作成されたものであることを、明快に自白していたのである。
- (5) よって、勾留中の取調べにおいても「ヤクザ～」という説得によって石川氏が小沢氏の関与を認める供述をした事実がなかったことは、この5月17日の取調べにおいて田代自身が自白していたも同然であり、従って、そもそも記憶の混同などあり得ないことは明らかなのである。

4 記憶の混同を否定できないとする最高検報告書の根拠が成り立たないこと

- (1) 最高検報告書9頁以下は、「田代検事が田代報告書の記載内容と大筋で一致するやり取りがあったものと思いをしていた可能性を否定することができない」として、9つの事情を列挙する（別紙資料3 10頁～12頁）。これらは、いずれも、田代報告書が5月17日の実際の取調べと実質的に同じ内容であるという、明らかに誤った前提に立つものであるから、その時点で、根拠として意味のないものであり、それ以上の反論は不要だと思われるが、事情に関し、一点付言しておきたい。

犯罪者の言動として、捜査ないし刑事罰を免れるために複数の者に対して同じような弁解をすることは、よくあることであり、なんら、記憶の混同を認める根拠とはなり得ないだけではないが、田代自身が、取調中に、「田：そうそう。で、たぶん、川村だって、あれだけ調書取られてるわけだから、法廷呼んだって、多分、もともとそうつくつもりでついてんだったら、法廷だっとうそつきますよ（03:18:36）」という言葉を発している。（添付資料3 -10頁3項目）点は注目に値する。

すなわち「うそをつくつもりでついている人間は、そのうそを調書を取られていれば、法廷でもうそをつくものだ」というのが田代本人の認識なのである。この言葉は、まさに、田代本人の公判での証言に当てはまるものである。

検察当局は、田代報告書が事実と反する内容であったことが石川氏が隠し録音した録音記録上否定できないものであることを、2011年1月に把握し、その際、事実と反する捜査報告書を作成した理由は「記憶の混同」によるものという判断が、最高検まで報告され、了承されている。まさに田代検事の「記憶の混同」の弁解は、供述調書に記載されたよりはるかに重い「検察の組織的な承認」を経たものになっているのである。

田代が5月17日の取調べ中に発した前記の言葉は、まさに「嘘をつくつもりでいる人間が、その嘘が最高検まで了承されているのであれば、公判廷でも嘘をつくものだ」ということを認める言葉として自らに当てはまるのである。

第3 被疑者佐久間及び被疑者木村の共犯性

1 田代報告書の体裁から認められる共犯者の存在

田代報告書は、明らかに複数の人物が関与することによって作成されたものであることが、複数の文章スタイルが混在していることから読み取ることができる。

すなわち、田代報告書は計7頁からなっているが、第1項と第4項は、「本職が・・・と問うたところ、石川は・・・と言うので（本職が）・・・と申し向けると・・・と答えた」という、一般的な報告書に見られる「報告文体」である。

ところが、第3項だけは、突然、発言者ごとに改行しながら、映画のシナリオのような詳細かつ具体的な会話形式で約4ページ分を費やしており、この第3項の異質さだけが際立っている。

この点は、一見すれば、違いは明らかであるので、ぜひ、現物（別紙資料5「田代報告書及びインターネットに流出した計7通の報告書」）を確認されたい。

同一人物が文書の最初から最後まで作成したのであれば、通常、このような文章スタイルの変化・混在が生ずることはないと考えられる、少なくとも、この部分の作成には、田代以外の人物が関わっている疑いが濃厚である

最高検報告書は、田代報告書の作成経緯について、佐久間及び木村が田代に「本件取調べにおいて、勾留中にB氏がA氏への報告等を認める供述をした経緯を振り返るやり取りがあったのであれば、これについて報告書を作成するよう指示をした」としているが（4頁）、第2項の記載が、まさに、この指示を受けて行われたものと考えられる。

このように、田代報告書の第2項は、他の項との体裁の違いから、田代以外の第三者によって加筆されたものと考えられ、かつ、その内容が、佐久間の指示内容と合致していることを考慮すると、虚偽記載に佐久間及び木村が積極的に関与したことが合理的に推認できる。

2 佐久間と木村の共犯性

(1)佐久間が田代報告書の作成に深く関わっていたこと

ア 最高検報告書10頁は、「田代報告書に不正確な記載があることを認識していたことをうかがわせる事情が一切ない。」と述べるだけである。

しかし、以下に指摘する事実に鑑みれば、かかる認識があったところか、積極的に田代報告書の作成に加担していたこと疑いが濃厚である。

イ 最高検報告書の上記記述からは、佐久間はその段階まで、5月17日の取調状況について田代から具体的な報告を受けていなかったかのように読めるが、実は、取調録音からは、佐久間が田代から具体的に報告を受けていたことを窺わせる事情が認められる。

すなわち、反訳書をつぶさに確認すると、田代は、度々、上司への報告のために離席し（1時間27分11秒（反訳書41頁）、3時間2分30秒（反訳書69頁）、3時間40分23秒（反訳書83頁）、4時間22分02秒（反訳書92頁））、上司から取調状況についての確認の電話も入っている（3時間36分14秒（反訳書80頁））。

そして、反訳書103頁では、田代は次のように発言している。

「私は出ないように配慮するからと言って本人を説得して署名させているんだから、絶対にマスコミに出ないように言っといってくださいよ、ということは部長に言っといいた。はっはっは。うん。」

この時点で、この「部長」といえば、いうまでもなく当時特捜部長であった佐久間以外にはあり得ない。すなわち、主任検事の木村のみならず、佐久間も取調べの具体的状況について報告を受けていたと考えられるのである。

ウ 最高検報告書4頁によれば、佐久間は、木村から、5月17日の取調べの結果の報告を受け、「B氏が保釈後の取調べでも供述調書の作成に応じたことは、秘書事件公判における立証上も有益であると考え、木村検事に対し、本件取調べにおいて、勾留中にB氏がA氏への報告等を認める供述をした経緯を振り返るやり取りがあったのであれば、これについて報告書を作成するよう指示をした。」とされている。(添付資料3 2頁第4項)

しかし、このような捜査報告書の作成指示は、極めて不自然なものである。

佐久間及び木村が、田代から「勾留中にB氏がA氏への報告等を認める供述をした経緯を振り返るやり取り」があったとの報告を受け、それについて報告書を作成するよう指示したのであれば、その際、どのようなやり取りがあったのかを確認するのが当然である。そうでなければ、それが秘書事件の公判における立証上有益かどうか判断できないからである。

そして、前記のように、田代報告書の体裁は、第2項だけが問答式で他の部分とが異なっており、第2項だけが、この佐久間及び木村の作成指示を受けて挿入されたものと考えられるが、そうすると、第2項に記載された「勾留中にB氏がA氏への報告等を認める供述をした経緯を振り返るやり取り」について、佐久間及び木村との間で、その内容について話し合った末、このような記載をすることになったとしか考えられないのである。

エ さらに、佐久間は、齋藤隆博副部長名義で自己宛の平成22年5月19日付捜査報告書(以下「齋藤報告書」という。)を作成したが、齋藤報告書は、21頁にも及ぶ相当量の分量があるだけでなく、田代報告書の虚偽記載部分を引用し、かつ、アンダーラインまで引いて小沢氏の関与を強調した文書である。

しかも、この齋藤報告書は、刑事訴訟法321条に基づいて証拠価値のある供述調書と、被疑者の署名押印がないため証拠価値の低い(すなわち、裁判においては、事実上、証拠価値がない)を、あたかも同格であるかのように並列するという、プロの内部文書としては、絶対にあり得ない記述方法を用いている。

そもそも、上司が、自分に宛てた部下名義の報告書を、上司自ら作成することなど、檢察実務のみならず一般社会常識に照らしても極めて異常なことであるが、佐久間部長は、わざわざ、自ら、他人名義で自己宛のこのような捜査報告書を作成し、齋藤副部長に署名押印させたのである。

齋藤報告書の内容からも、佐久間が、田代に、事実と反する捜査報告書をさせてまで、法律のプロではない読者、すなわち、檢察審査会審査員を、小沢氏起訴の方向に誘導しようとした疑いが濃厚だと言える。

(2) 木村による田代報告書への積極的関与の痕跡

一方で、田代報告書と共に流出した木村報告書もまた、常軌を逸したものである。4通に及ぶこの文書は、徹頭徹尾、小沢氏の起訴議決を引き出そうという露骨なまでの意図が明らかな文書であるが、中でも、5月19日付の(小沢供述の不合理的・不自然性について)と副題された捜査報告書の5ページの図表において、

「本件4億円のうち5000万円は、H16.10.18に石川が口座入金したものであるが、水谷建設の川村は、銀行の前営業日であるH16.10.18(金)に、大久保隆規の指示で石川に5000万円を渡している事実がある。」と、なんの証拠もなく、石川氏も一貫して

否定しており、まさしくそれゆえに検察が不起訴にした事実に関して、まったくの虚偽を堂々と書いているのである。

その他の、実際に存在もしない「想定弁解」を記した報告書なども含め、これらの、木村報告書は、まさしく小沢氏起訴を目的に、法律のプロではない読者、すなわち、検察審査会審査員に読ませて誤誘導することを目的に、木村が書いたことが容易に推定できるのである。

(3) 佐久間と木村の、小沢起訴に対する妄想についての証言

そして、2011年12月16日の陸山会事件公判で証人として出廷した、前田恒彦元検事は、着任早々に、木村主任検事から「これは特捜部と小沢一郎の全面戦争だ！ 小沢をあげられなければ我々の負けだ！」と言われたと証言しているほか、「陸山会事件を積極的に小沢さん（立件）までつなげたがっていたのは、当時の佐久間特捜部長と木村主任検事、大鶴次席検事ら一部の幹部でした。次の（大林）検事総長（当時、東京高検検事長）も乗り気ではありませんでした。それでも（部長らは）1億や2億、場合によっては4億円を出してこいと（現場に）言ってくるのです。私は佐久間部長に、想定しているスジ（ストーリー）を聞いてみました。夢みtainな話、妄想を語られました。私は率直に『裏献金は難しい』と言いました。ほかの検事も『無理』と言っていました」と証言したと報道されている。

このことは、佐久間と木村が、小沢氏をいかなる手段を使ってでも起訴するために、異様なまでの執念を燃やしていたことを示している。

(4) 以上により、木村についても、田代報告書作成の共犯として関与していた嫌疑は、極めて濃厚である。

3 嫌疑の十分性

佐久間及び木村についても、田代報告書の作成に係る虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪についての共謀共同正犯が成立する疑いが濃厚であるにもかかわらず、最高検報告書の内容からは、検察が、両名の嫌疑について、真剣に捜査を行ったとは考えられない。

第4 結論

以上、述べたところにより、被疑者田代については、虚偽有印公文書作成・同行使及び偽証の嫌疑は十分であり、ただちに起訴相当の議決が行われるべきである。また、被疑者佐久間、木村についても、虚偽有印公文書作成・同行使の共犯の成立が強く疑われるところであり、検察審査会において、所要の調査を行った上、起訴を相当とする議決を行うべきと思料するものである。